

保育所(園)・認定こども園の利用について

1 施設について

保育所とは…保護者の就労等のため、家庭で児童を保育できないと認められる場合に保護者に代わって保育する施設

認定こども園とは…幼児教育を行う「幼稚園」と保育を必要とする児童に保育を行う「保育所」の2つの機能を併せ持っている施設



2 認定について

保育施設に入所するには、「支給認定」が必要になります。

認定には3種類あり、認定区分によって利用できる施設、利用時間が異なります。

穴水町に居住する児童が認定を申請する場合、申請先は穴水町になります。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
希望理由	教育を希望する児童	保護者の就労等のため、保育を必要とする児童※	
利用可能施設	幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）	保育所(園)、認定こども園(保育所機能部分)	
利用時間	4時間程度で幼稚園が定める利用時間	保育標準時間	8時間以上で各保育所(園)の定める保育時間
		保育短時間	8時間を最大とする各保育所(園)の定める保育時間

※ 保護者(同居している祖父母等を含む)が以下の事由に該当し、家庭で保育ができない場合、保育を理由として入所することができます。

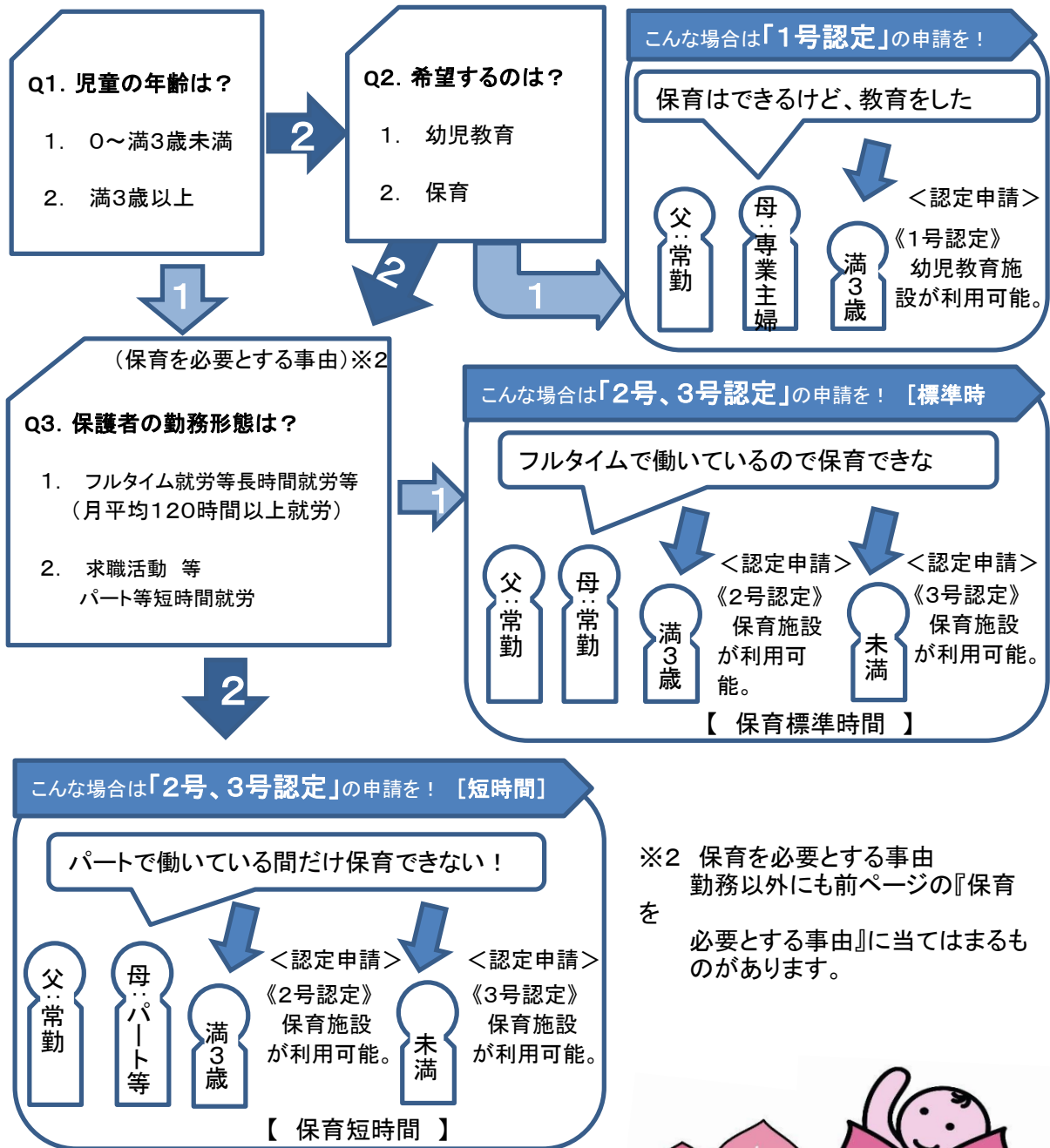
NO.	保育を必要とする事由	保護者の状況
1	就労	月48時間以上の就労をしている (パートタイム、夜間、居宅内労働などを含む)
2	妊娠・出産	出産前後のため保育を必要とする
3	疾病・障害	病気・負傷・心身の障害等のため保育を必要とする
4	介護等	家庭に長期にわたる病人や心身に障害がある人、慢性的に看護が必要な児童の兄弟姉妹がいる
5	災害復旧	火災・風水害・地震等により、復旧に当たっている
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っている
7	就学	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している
8	その他	上記以外の場合、事前に子育て健康課にご相談ください 例 虐待やDVから子どもを保護する必要がある 育児休業を取得する

●認定期間の注意事項について

- ・妊娠・出産の場合…保育の認定期間は出産予定月とその前後2か月になります。
- ・求職活動の場合…保育の認定期間は90日、保育時間は短時間になります。
- ・育児休業を取得しながら、継続して保育施設の利用を希望する場合…保育時間は短時間になります。(申立書の提出が必要です。)

認定を受けた事由が消滅した場合、変更になった場合は、すぐに届け出てください。
穴水町子育て健康課 TEL 0768-52-3210

●「認定区分」のチェック表



●各「認定区分」の利用時間

